

教第20号議案

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和8年9月28日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

被害が特に甚大な非常災害が発生した本市の区域外の地域において行う職務の特殊勤務手当の支給額を改正するため。

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 概要

1. 概要

本市外において行う災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務に関する特殊勤務手当について支給要件及び支給額を改正する。

2. 変更点

国の災害応急作業等手当と同水準となるよう支給額を最大 10,880 円に改正（改正前は最大 10,160 円）。

3. 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日（遡及適用）

【参考】改正後の支給額

※本規則で改正するのは上限額（太字）。各区分の支給額は、別途要綱改正により規定。

（）内は改正前

従事日・時間		災害警戒区域	災害警戒区域 以外	
			日没～日出（屋外） 又は深夜	その他
平日勤務時間内		2,880 円 (2,160 円)	-	1,440 円 (1,080 円)
平日勤務時間外	6 時間程度	10,880 円 (10,160 円)	10,160 円 (9,620 円)	9,440 円 (9,080 円)
	5 時間 30 分未満	2,880 円 (2,160 円)	2,160 円 (1,620 円)	1,440 円 (1,080 円)
週休日等	4 時間程度 (8 時間程度)	10,880 円 (10,160 円)	10,160 円 (9,620 円)	9,440 円 (9,080 円)
	3 時間 30 分未満 (7 時間 30 分未満)	2,880 円 (2,160 円)	2,160 円 (1,620 円)	1,440 円 (1,080 円)

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年 4 月教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（教育委員会職員特殊勤務手当） 第 2 条 [略] 2 [略] 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲	（教育委員会職員特殊勤務手当） 第 2 条 [略] 2 [略] 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲

げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。 (1)～(5) [略] (6) 被害が特に甚大な非常災害が発生した本市の区域外の地域において行う災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務 勤務1回につき<u>10,880円</u>以内で、当該業務に従事した時間数等に応じて別に定める額 (7) [略] 4、5 [略]	げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。 (1)～(5) [略] (6) 被害が特に甚大な非常災害が発生した本市の区域外の地域において行う災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務 勤務1回につき<u>10,160円</u>以内で、当該業務に従事した時間数等に応じて別に定める額 (7) [略] 4、5 [略]
--	--

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行し、この規則による改正後の神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。